明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

方北部	
方中部	
方南部	
方北部	
方東部	
方西部	
方北部	
方中部	
方南部」	

に、「胆振支庁西部」を「胆振地方西部」に、「雨竜町を」を「上川地方北部及び空知地方中部の区域を」に改め、同項の次に次のように加える。

渡島・檜山地方	渡島地方北部	二海郡及び山越郡
	渡島地方東部	函館市、北斗市、亀田郡及び茅部郡
	渡島地方西部	松前郡及び上磯郡
	檜山地方	檜山郡、爾志郡、瀬棚郡及び久遠郡
	北海道奥尻島	奥尻郡

別表第五の注中「根室支庁」を「釧路・根室・十勝地方」に改め、「及び別表第二」を削る。

別表第六宗谷支庁及び上川、留萌支庁の項、網走支庁及び釧路、根室、十勝支庁の項、石狩、空知、後志支庁の項及び胆振、日高支庁及び渡島、檜山支庁の項を次のように改める。

宗谷地方及び上川・留萌地方	北海道道北	宗谷地方北部、宗谷地方南部、北海道利尻礼文、上川地方北部、上川地方中部、上川地方南部、留萌地方中北部、留萌地方南部
網走・北見・紋別地方及び釧路・根室・十勝地方	北海道道東	網走地方、北見地方、紋別地方、十勝地方北部、十勝地方中部、十勝地方南部、釧路地方北部、釧路地方中南部、根室地方北部、根室地方中部、根室地方南部
石狩・空知・後志地方	北海道道央	石狩地方北部、石狩地方中部、石狩地方南部、後志地方東部、後志地方西部、空知地方北部、空知地方中部、空知地方南部
胆振・日高地方及び渡島・檜山地方	北海道道南	胆振地方中東部、胆振地方西部、日高地方東部、日高地方中部、日高地方西部、渡島地方北部、渡島地方東部、渡島地方西部、檜山地方、北海道奥尻島

第二条　気象庁予報警報規程の一部を次のように改正する。

別表第一第三号の表宗谷地方の項中「留萌支庁（天塩郡幌延町に限る。）及び宗谷支庁の管内」を「宗谷総合振興局管内」に改める。

別表第一第三号の表上川・留萌地方の項中「空知支庁（雨竜郡幌加内町に限る。）、上川支庁及び留萌支庁（天塩郡幌延町を除く。）」を「上川総合振興局及び留萌振興局」に改める。

別表第一第三号の表網走・北見・紋別地方の項中「網走支庁管内」を「オホーツク総合振興局管内」に改める。

別表第一第三号の表釧路・根室・十勝地方の項中「釧路支庁、根室支庁及び十勝支庁」を「十勝総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局」に改める。

別表第一第三号の表胆振・日高地方の項中「胆振支庁及び日高支庁」を「胆振総合振興局及び日高振興局」に改める。

別表第一第三号の表石狩・空知・後志地方の項中「石狩支庁、空知支庁（雨竜郡幌加内町を除く。）及び後志支庁」を「空知総合振興局、石狩振興局及び後志総合振興局」に改める。

別表第一第三号の表渡島・檜山地方の項中「渡島支庁及び檜山支庁」を「渡島総合振興局及び檜山振興局」に改める。

別表第二オホーツク海沿岸の項中「宗谷支庁」を「宗谷総合振興局」に、「網走支庁」を「オホーツク総合振興局」に改める。

別表第二北海道太平洋沿岸東部の項中「根室支庁及び釧路支庁」を「根室振興局及び釧路総合振興局」に改める。

別表第二北海道太平洋沿岸中部の項中「十勝支庁及び日高支庁」を「十勝総合振興局及び日高振興局」に改める。

別表第二北海道太平洋沿岸西部の項中「胆振支庁及び渡島支庁」を「胆振総合振興局及び渡島総合振興局」に改める。

別表第二北海道日本海沿岸北部の項中「宗谷支庁」を「宗谷総合振興局」に、「留萌支庁、石狩支庁及び後志支庁」を「留萌振興局、石狩振興局及び後志総合振興局」に改める。

別表第二北海道日本海沿岸南部の項中「後志支庁」を「後志総合振興局」に、「檜山支庁及び渡島支庁」を「檜山振興局及び渡島総合振興局」に改める。

附　則

1　この告示は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の規定　平成二十二年三月三十一日

二　第二条の規定　平成二十二年四月一日

2　第一条の規定による改正後の気象庁予報警報規程の規定は、平成二十二年三月三十一日の十三時以降に行う予報及び警報について適用し、同日十三時前に行う予報及び警報については、なお従前の例による。

○気象庁告示第五号

地方海上予報、火山現象に関する海上予報等に関する発表形式（昭和二十八年運輸省告示第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十日　　気象庁長官　櫻井　邦雄

別表第五中「別表第5（第11条）」を「別表第5（第11条関係）」に改め、同表細分した海域の名称及び範囲の欄中「宗谷支庁と網走支庁」を「枝幸郡枝幸町と紋別郡雄武町」に、「宗谷支庁と留萌支庁」を「天塩郡豊富町と同郡幌延町」に、「日高支庁と十勝支庁」を「幌泉郡えりも町と広尾郡広尾町」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

○海上保安庁告示第九十一号

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定に基づき、塩浜船舶通航信号所に関する告示等の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十二年三月三十一日から施行する。

平成二十二年三月三十日　　海上保安庁長官　鈴木　久泰

塩浜船舶通航信号所に関する告示等の一部を改正する告示

（塩浜船舶通航信号所に関する告示の一部改正）

第一条　塩浜船舶通航信号所に関する告示（昭和四十八年海上保安庁告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

電波の型式、周波数及び空中線電力又は海岸局識別の項通報用の項を次のように改める。

通報用	○○四三一○三○二（観音埼送受信所）	
	○○四三一○三○三（本牧送受信所）	
	○○四三一○三○四（浦安送受信所）	